

22豊議議第18-1号
平成22年6月28日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様
豊前市監査委員 磯 永 優 二 様

豊前市議会議長 秋 成 茂 信
(議会事務局)

定期監査等の結果について(回答)

平成22年5月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 備品及び備品台帳の管理について

【指摘の要旨】

所管する備品については、台帳を備え常に保管の状況を明らかにしておかなければならないことになっている。新しい備品については台帳の更新がされているが、古い備品で廃棄された物・不明な物や備品でなく消耗品である物が台帳に記載されている。

備品の管理が軽視されることがないように台帳の整備に努められたい。

【措置内容】

台帳に記載された当該備品の現存が確認できず、かつ、耐用年数をはるかに経過しており、明らかに廃棄をしていると推測されるものについては、財務課と協議・確認の上、廃棄処分の処置をとることといたしました。

2. 政務調査費について

【指摘の要旨】

政務調査費は、地方自治法及び豊前市市議会政務調査費の交付に関する条例等に基づき、豊前市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として市長から交付されるもので、豊前市議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査研究活動の充実強化を図る等のため平成13年度より制度化されたものであります。

議員1人当たり年額30万円の公費が支出され、その用途が市政に関する調査研究に資するための目的にのみ充てられていることとなっており、政務調査費の交付を受けた議員は、翌年4月30日までに領収書等の証拠書類を添付して議長に収支報告書を提出しなければならないとなっている。

今回、平成21年度の政務調査費については、豊前市議会政務調査費使用基準実施細目に基づいて概ね適正に支出されているが、収支報告書が4月30日の提出期限までに一部未提出や調査・研究活動の目的・方法・内容に於いて、政務調査費の支出が市政との関連性や支出の合理性について、具体的な内容説明に不十分な点が見受けられた。

今後において、市民の理解が得られやすいよう政務調査費の透明性を一層高めつつ、自らの研究課題や行政テーマの政務調査に有効に活用し、もって市政発展に寄与されることを期待するものであります。

また、収支報告書提出後の書類検査について、政務調査費の趣旨を踏まえた上で、議会事務局が自ら市民に十分説明できるよう必要なチェックを行い、収支報告書の内容確認や領収書等の添付書類の精査を実施するよう要望します。

【措置内容】

政務調査費は、「豊前市議会政務調査費の交付に関する条例」に基づき平成13年度から交付されており、額については、1人年額30万円で、今日まで同じ条件で推移しています。

政務調査費は、別に使用基準を定めており、この基準に基づいて調査研究活動に要する経費に充てることとされているため、各議員はこの基準に従い、政務調査費を使用しているところです。

他方、政務調査費を取り巻く状況は、他の自治体においてその不正な使い方や市民感覚を大きく逸脱した使い方が著しい批判を浴びる中で、年々厳しさを増してきており、政務調査費の用途は益々厳格化されているのが実情です。

そこで、本市議会においても、昨年設置した「議会制度調査特別委員

会」の中でこの件について議論をし、細部にわたり再検証を行い、いくつかの点において見直しを確認しているところです。今後は、全議員による合意に向けて、速やかに協議をしていきたいと考えています。

また、政務調査費が、市政に関する調査研究活動に資するために公費から交付されているという点を踏まえ、今後の市政進展に活かせるよう、これを効果的かつ有効に使うとともに、政務調査費の使途に当たっては、これまでも増して細心の注意を払うよう、全議員に徹底していきます。